

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（第九章（略）） 第九章の二 保健事業等に関する援助等（<u>第百四条・第百五条</u>） 第十章 監督（<u>第百六条―第百九条</u>） 第十一章・第十二章（略） 附則 （解散） 第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。 一・二（略） 三 <u>第百八条第四項の規定による解散命令</u> 四（略） 2（略） （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第四十二条 第三十六条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 十分の三 二・四（略）	目次 第一章（第九章（略）） 第九章の二 <u>高額な医療に係る交付金事業等（第百四条―第百七条）</u> 第十章 監督（<u>第百八条―第百九条の二</u>） 第十一章・第十二章（略） 附則 （解散） 第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。 一・二（略） 三 <u>第百九条第四項の規定による解散命令</u> 四（略） 2（略） （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第四十二条 第三十六条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 一 次号から第六号までに掲げる場合以外の場合 十分の三 二・四（略）

五 退職被保険者である場合（前二号に掲げる場合を除く。） 十分の二

六 退職被保険者の被扶養者である場合（第二号から第四号までに掲げる場合を除く。）

イ 第三十六条第一項第一号から第四号までに定める給付（同項第五号に定める給付に伴うものを除く。）を受けるとき 十分の三
ロ 第三十六条第一項第五号に定める給付（同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。）を受けるとき 十分の二

2 前項の給付を受ける者（六歳未満の者又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、同項の一部負担金のほか、当該支給を受ける薬剤につき次の各号に掲げる薬剤の区分に従い当該各号に規定する額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる薬剤以外の薬剤 支給を受ける薬剤の一日分につき次のイから八までに掲げる当該一日分の薬剤の種類数の区分に従い当該イから八までに掲げる額

イ 二種類又は三種類 三十円

ロ 四種類又は五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

二 頓服薬 一種類の薬剤につき十円

三 外用薬 次のイから八までに掲げる薬剤の種類数の区分に従い当該イから八までに掲げる額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

3 次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に伴う薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第七十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養の給付に含まれる薬剤の支給

4 第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した一剤の薬剤の一日分（頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分とする。）

（）の支給に要する費用の額が、健康保険法第七十四条第四項の規定により厚生労働大臣の定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定においては、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第二項の一部負担金の額の算定方法に関し必要な事項は、政令で定める。

6 保険医療機関等は、第一項の一部負担金（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とする。）及び第二項の一部負担金（これらの一部負担金について第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律

2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金と第二項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 (略)

第四十四条 (略)

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額（同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額）に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金と第二項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。ただし、当該給付（六歳未満の者又は同条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（同条第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該差額の範囲内において政令で定める額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 (略)

第四十四条 (略)

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 (略)

(特定療養費)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 (略)

(特定療養費)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の療養（六歳未満の者又は第四十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額（療養の給付に係る同条第二項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第八十六条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

4 8 (略)

9 第四十二条の二の規定は、第四項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 7 (略)

8 第四十二条の二の規定は、第三項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定を、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。
（特別療養費）

第五十四条の三（略）

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第

3 療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額（次項において「定率支給標準額」という。）及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養（六歳未満の者又は第四十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号の規定により厚生労働大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第七十四条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養又は同法第八十六条第三項第三号の規定により厚生労働大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

5 第三項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定を、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。
（特別療養費）

第五十四条の三（略）

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第

四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十三条第二項及び第五項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「特定療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

5 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「特定療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十三条第二項、第三項及び第六項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「特定療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と、同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

5 第五十四条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第五項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「特定療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは、「被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

（退職被保険者等に係る特例療養費）

第五十四条の五 市町村は、退職被保険者又はその被扶養者が保険医療機関等について療養の給付を受け、その際、当該給付に要する費用の額に第四十二条第一項第一号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として当該保険医療機関等に支払った場合において、退職被保険者又はその被扶養者である旨が記載された被保険者証を提出しなかったことがやむを得ない理由によるものと認めるときは、同項第二号又は第三号口の区分に従い、既に支払われた一部負担金の額から当該給付に要する費用の額に同項第二号又は第三号口に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額を、特例療養費として支給するものとする。ただし、退職被保険者が受けた当該給付に薬剤の支給（同条第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該控除した額の範囲内において政令で定める額を、特例療養費として支給するものとする。

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十六条 （略）

2 保険者は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額（第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項の一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額及び同条第二項の一部負担金の額）を超えるとき、又は前項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合

（他の法令による医療に関する給付との調整）

第五十六条 （略）

2 保険者は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額（第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項の一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額）を超えるとき、又は前項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、特

定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3・4 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 保険者は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(保険料の徴収の委託)

第八十条の二 被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村は、保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康

合における入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3・4 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 保険者は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項、第五十三条第四項若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康

保険法第三十五条第一項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「被用者保険等保険者」という。）から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下本則において「拠出金」という。）を徴収する。

2 (略)

（概算療養給付費等拠出金）

第八十一条の四 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額又は給料の月額及び期末手当等の額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額及び標準賞与の額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

第九章の二 保健事業等に関する援助等

保険法第三十五条第一項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「被用者保険等保険者」という。）から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する。

2 (略)

（概算療養給付費等拠出金）

第八十一条の四 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬月額（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬又は給料の月額（標準報酬月額及び標準賞与の額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額及び標準賞与の額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 (略)

第九章の二 高額な医療に係る交付金事業等

（高額な医療に係る交付金事業）

第百四条 連合会は、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の

(保健事業等に関する援助等)

第百四条 連合会及び第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第二項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「保健事業等」という。)に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)

第百五条 (略)

第十章 監督

(報告の徴収等)

第百六条 (略)

2・3 (略)

(事業状況の報告)

第百七条 (略)

財政に与える影響を緩和するため、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができる。

2 第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して前項に規定する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

(保健事業等に関する援助等)

第百五条 連合会及び指定法人は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第二項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「保健事業等」という。)に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)

第百六条 (略)

第百七条 削除

第十章 監督

(報告の徴収等)

第百八条 (略)

2・3 (略)

(事業状況の報告)

第百八条の二 (略)

(組合等に対する監督)

第百八条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第百六条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

2 4 (略)

(権限の委任)

第百九条 第百六条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

(準用規定)

第百十五条 第百六条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第百六条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。

第百二十一条 (略)

2 職務上前項の秘密を知得した第四十五条第七項(第五十二条第六項、第五十三条第六項及び第七項並びに第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の定める診療報

(組合等に対する監督)

第百九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第百八条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

2 4 (略)

(権限の委任)

第百九条の二 第百八条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

(準用規定)

第百十五条 第百八条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第百八条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。

第百二十一条 (略)

2 職務上前項の秘密を知得した第四十五条第七項(第五十二条第六項、第五十三条第七項及び第八項並びに第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の定める診療報

酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者が、正当な理由なしに、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

第二百二十五条 組合又は連合会が、第二十七条第四項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第百六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに应ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百八条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

附則

1～5（略）

6 健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者（以下「特例退職被保険者」という。）及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）は、第八十一条の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額の見込額、第八十一条の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一条の六の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の算定に当たつては、退職被保険者等とみなす。

7 健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険組合（以下「特定健康保険組合」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に関する給付に要した費用その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

8～11（略）

12 平成十五年度から平成十七年度までの各年度における第七十二条の二第一項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額

酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者が、正当な理由なしに、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

第二百二十五条 組合又は連合会が、第二十七条第四項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第百八条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに应ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百九条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

附則

1～5（略）

6 健康保険法附則第八条第一項に規定する健康保険の被保険者（以下「特例退職被保険者」という。）及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）は、第八十一条の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額の見込額、第八十一条の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一条の六の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の算定に当たつては、退職被保険者等とみなす。

7 健康保険法附則第八条第一項に規定する健康保険組合（以下「特定健康保険組合」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に関する給付に要した費用その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

8～11（略）

については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額との合算額とする[°]。

13| 連合会は、政令の定めるところにより、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、平成十五年度から平成十七年度までの間、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

14| 連合会は、高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令の定めるところにより、市町村から拠出金を徴収する。

15| 市町村は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

16| 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、附則第十四項の規定による拠出金（高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する[°]。

17| 指定法人は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して高額医療費共同事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

18| 平成十五年度から平成十七年度までの間の各年度の第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から、附則第十六項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。

19| 附則第十二項から前項までの規定に基づく措置については、健康保

険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行後 における国民健康保険の運営の状況、医療保険制度の在り方について の検討の状況及び社会経済情勢の変化を勘案し、平成十七年度までの 間に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものと する。	
---	--